令和4年 第1回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和4年1月25日

2. 開 催 場 所 美里町役場201会議室

3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長

4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時10分 会長代理

5. 議長 長 会長 根岸 茂登雄

6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	"	<i>"</i> 2	井上 進	"
3	深田 敏男	"	<i>"</i> 3	岡部 順一	"
4	長谷川 雄二	"	<i>"</i> 4	萩原 良三	11
5	飯野 泰司	"	松久 1	小暮 義昭	11
6	中沢 秀樹	"	<i>"</i> 2	田端 益隆	"
7	中島 勝	"	<i>"</i> 3	德世 久美子	11
8	坂本 典穗	"	<i>"</i> 4	播摩 卓也	"
9	中沢 健太郎	"	大沢 1	阿武 富士子	"
1 0	根岸 茂登雄	"	<i>"</i> 2	栗原 裕	欠席
1 1	中嶋 敬子	"	<i>"</i> 3	根岸 上	出席

 農業委員会委員
 出席:11名
 欠席:0名
 計:11名

 農地利用最適化推進委員
 出席:10名
 欠席:1名
 計:11名

7. 会議参与者 なし

8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎

9. 会議進行状況

議長

皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員 1 1 人、農地利用最適化推進委員 1 0 人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第 1 回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に1番委員並びに2番委員を 指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に 入ります。

第1号議案 農地法第3条を議題といたます。3条の番号1について、事務局より 説明をお願いします。

農地法第3条の規定による議案について説明させていただきます。

3ページ番号1をご覧ください。受人 大字〇〇〇△△△番地△ ○○ ○○ 渡人 ○○市○○○△△△△△ ○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在大字○○字○○○△△△-△、△△△-△ 地目 畑 面積 374㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 0㎡ 借受地0㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 平成20年7月2日 相続 家族数2 従農数0 経態 専業 位置 農用地区域外 自宅から0.1㎞ 取得前 畑 取得後 畑

4ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。

申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇〇内の農地で、現在は保全管理されております。こちらの申請地については、先月の農業委員会総会にて、町の定住の促進及び遊休農地の解消を目的に、「空き家に付随した農地を空き家とともに取得する」場合に限り、農地法第3条による農地を取得する条件の下限面積要件の50アール以上農地を耕作していること、を1アールまで引き下げることについてご了承いただき、農地付き空き家として空き家バンクに登録しているところです。

今回は、その制度を利用し、農地を取得する申請になります。

渡人は現在〇〇市の特別養護老人ホームの施設に入所していますが、空き家と 農地を残しても、管理が困難であるため農地とセットで空き家バンクに登録した とのことです。

空き家に付随した農地に指定されている農地は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 番 \triangle 、 $\triangle\triangle\triangle$ 番 \triangle の2筆で合計 3 7 4 m^2 となります。

この農地を取得するための要件ですが、下限面積要件以外の3条許可要件に加え、 5年以上継続して空き家へ居住すること及びその農地を耕作すること、空き家と農地 の所有権設定については、同一の所有者であることが要件になっています。

受人は、49歳で職業は会社員とのことです。申請地取得後は、妻とねぎ、ジャガイモ、さつまいもを栽培するとのことです。

申請にあたり、受人からは取得農地を5年以上耕作する旨の誓約書、農地利用計画書、不動産売買契約書の写しが提出されました。また、農業用の機械もすべて渡人から、譲り受けるとのことです。必要な書類等は、揃っており、許可後は農業にも従事するとのことで、許可要件も満たしていると思われます。

以上3条の番号1の案件になります。ご審議お願いいたします。

議長

3条の番号1を審議いたします。8番委員より補足説明をお願いします。

8番委員 申請人から連絡があり現地を確認いたしました。特に問題はないと思います。ご審

中間人から連絡があり現地を確認いたしました。特に问题はないと思います。 二番 議をよろしくお願いします。

議長 次に、推進委員東児玉2番より意見がありましたらお願いします。

議長 次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。推進委員 松久1番。

推進委員 受人は、農業用機械は何を譲り受ける予定なのでしょうか。

議 長 事務局より説明をお願いいたします。

松久1番

事務局 トラクター1台、耕運機1台、草刈り機1台を譲り受けるとのことです。

議 長 その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がな いようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。6番委員。

6番委員 受人と渡人の関係を教えてください。

議 長 事務局より説明をお願いいします。

事務局 渡人の息子の姪っ子が受人の妻とのことです。

6番委員	△△△番地△も、渡人の所有地ですか。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	△△△番△も渡人の所有地でございます。
議長	他に農業委員の方で質問はありますか。7番委員
7番委員	△△△番△の空き家は取得後どういった利用をされる予定ですか。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	申請人からは、取得後は居住すると伺っております。
議長	他に農業委員の方で質問はありますか。5番委員
5番委員	申請地にはどこから進入しますか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	△△△番△から進入すると伺っております。
5番委員	△△△番△と申請地の間に水路があるようですが流れているのでしょうか。
議長	事務局より説明をお願いいたします。

事務局も現地確認しましたが、流れているようです。

議長

他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可と決定します。

3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

事務局長

農地法第3条の番号1の案件につきましては許可と議決されました。

議長

第2号議案 農地法第5条を議題といたします。5条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

番号1 受人 ○○市○○○△丁目△番△△号○○社宅△△△ ○○ ○○渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○ △△△番△ 畑 1筆 330㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 75.35㎡ 2階建て 取得状況 平成10年5月13日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 令和3年12月27日農用地から除外

8ページをご覧ください。

場所は大字○○字○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

受人は〇〇市の社宅に夫と子供二人で居住しています。子どもの養育を考え実家近くで住宅を計画したが、〇〇市にある実家に農地はあるが、すべて農振農用地で道路を隔てすぐ美里町となる位置にあることから小学校も遠く思案していたところ、叔父から申請地の土地提供の申出があったとのことです。

申請地は住宅も増え、スーパーも近く、小学校も安全に通学できる立地で、実家へも車で6分と住宅建築に最適な土地であるとのことです。

申請地は1種農地ですが、1種の例外規定にある集落に接続しての住宅とのこと で許可の見込みがあることから、農振農用地から除外されています。

道路接続については、申請地南と東に4m道路があり、水道と排水を道路側溝に 接続するとのことです。

建物は新築1棟2階建てで建築面積は75.35㎡の予定です。 6ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議長

5条の番号1を審議いたします。3番委員より補足説明をお願いします。

3番委員

先日現地を確認いたしました。申請地の隣も宅地になっていました。 特に問題はな いと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、推進委員東児玉1番より、意見がありましたらお願いいたします。

推進委員

現地を確認いたしました。宅地に隣接していますので特に問題ないと思います。 東児玉1番 | ご審議お願いいたします。

議長

その他の推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がな いようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。

質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号1について、許可相 当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続いて、5条の番号2について事務局より説明をお願いします。

番号2 受人大字○○○△△△番地△○○○△△△ ○○ ○○ 渡人 大字○○○△△△番地△ ○○ ○○ 大字○○○△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○○今○○△△△番△△、△△番△△ 畑 2筆 357㎡自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 61.27㎡ 2階建て 取得状況 平成30年12月17日 令和2年5月11日相続 仮登記 有 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 仮登記権利者の同意ありです。

10ページをご覧ください。場所は大字○○○字○○地内の農地になります。

11月総会の5条、番号1で審議いただきました農地の隣接地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

受人は町内の借家に夫婦で住んでいるが、手狭であり、家賃を支払う金額で自己用住宅が建築出来ればと思い計画したとのことです。

申請地は現在の借家から180mと近く、大きく環境も変わることもないとのことです。

道路接続については、申請地西側に5.4 m道路があり、水道と下水を接続するとのことです。

建物は新築1棟2階建てで建築面積は61.27㎡の予定です。 6ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議長

5条の番号2を審議いたします。3番委員より補足説明をお願いします。

3番委員

申請人から連絡があり現地を確認いたしました。問題はないと思いますのでご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、推進委員東児玉1番より、意見がありましたらお願いいたします。

推進委員 東児玉1番 現地を確認いたしました。問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

議長

その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。

質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号2について、許可相 当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続いて、5条の番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局

1 2ページをご覧ください。場所は大字○○字○○、○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。公図と配置図になります。

申請地は国文化財指定の○○○○の周辺で、現在○○町で史跡の魅力を活かした公園整備を計画しているとのことです。令和4年度に公園の設計をするにあたり、文化財包蔵地であり、史跡の魅力を活かした公園整備を計画していることから文化財の確認が必要とのことです。

試掘調査は美里町教育委員会文化財担当で行い、バックホウで幅1.5~2m、深さ1m掘り下げ、計画地内を16箇所程度調査。2ヶ月間の試掘調査後は農地に復元するとのことです。

6ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議長	5条の番号3を審議いたします。8番委員より補足説明をお願いします。
8番委員	申請人から連絡があり現地を確認いたしました。問題はないと思いますのでご審議をよろしくお願いします。
議長	次に、推進委員東児玉1番より、意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東児玉1番	現地を確認いたしました。問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。
議長	その他の推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。松久1番
推進委員 松久1番	文化財が出ても出なくても、史跡の魅力を活かした公園になるということでよろしいでしょうか。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	文化財が出たから公園の計画をやめるというわけではなく、それを活かした公園の 設計をすると伺っております
議長	その他の推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。
	次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。 6 番委員。
6番委員	いずれ公園になるのであれば、買収してしまえばいいと思うのですが、一時転用に至った経緯を教えてください。
議長	事務局より説明をお願い致します。

来年度から公園の設計を行うにあたりどこに文化財があるのか調査し、それを活か した計画をしたいためと伺っております。

議長

他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。

質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続いて、5条の番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局

14ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の農地になります。○○○○○の北側です。

次ページをご覧ください。公図、配置図になります。

受人は診療所を平成9年に開院し、24年になります。

開院当初は駐車スペースが確保できていたが、患者も増え、さらに薬局や接骨 院も出来、度々駐車スペースが不足し、路上駐車が増えている。

このため、隣接地である申請地を敷地拡張し、9台分の駐車スペースを確保したいとのことです。

申請地は農振農用地でしたが、周辺に申請地以外に適当な土地もなく、2種農地で既存敷地の拡張であることから、農振農用地から除外されています。

なお、申請地に墓地が入り込み不整形に残っていることについては、診療所開院 にあたり、開発面積の上限があったためとのことです。

6ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議長

5条の番号4を審議いたします。9番委員より補足説明をお願いします。

9番委員

先日現地を確認いたしました。私が確認したときは、駐車場がいっぱいでしたので、 問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、推進委員松久4番より、意見がありましたらお願いいたします。

推進委員 松久4番

現地を確認いたしました。診療所はお客さんが多く、駐車場の敷地拡張ということですので問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

議長

その他の推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。

質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号4について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続いて、5条の番号5について事務局より説明をお願いします。

番号5 受人 ○○市○△△△番地△ ○○○○○○△△△ ○○○○ 渡人 ○○市○○△丁目△番△△号 ○○○○△△△ ○○○ 土地の所在大字○○字○○○△△△番△ 地目 畑 173㎡ 転用目的 自己用住宅権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 52.17㎡ 2階建て 取得状況 平成8年12月12日 相続 仮登記 有 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 仮登記権者の同意あり 住宅敷地は△△△△番△の宅地と合わせて289.3㎡です。

16ページをご覧ください。場所は大字○○字○○○地内の農地になります。 次ページをご覧ください。公図と配置図になります。

受人は○○市の借者に妻と子供二人で居住しているが、手狭のため、○○町と ○○市にそれぞれの実家があり、子育てや将来両親の介護も含め申請地に自己用 住宅を計画したとのことです。

申請地は1種農地ですが、県との事前協議で1種の例外規定にある集落に接続 しての住宅とのことで許可の見込みありと聞いています。

道路接続については、申請地東側に5.4 m道路があり、水道と下水(集落排水)を接続するとのことです。

建物は新築1棟2階建てで建築面積は52.17㎡の予定です。 6ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

5条の番号5を審議いたします。2番委員より補足説明をお願いします。

2番委員

先日現地を確認いたしました。特に問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、推進委員大沢3番より、意見がありましたらお願いいたします。

推進委員 大沢3番

現地を確認いたしました。特に問題はないと思いますのでご審議の程、よろしくお 願いいたします。

議長

その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。

質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号5について、許可相 当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続いて、5条の番号6について事務局より説明をお願いします。

事務局

番号6 受人 ○○市○○△△△△番地△ ○○ ○○ 渡人 ○○市○○△
丁目△番△△号○○○○△△△ ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○○△
△△番△ 地目 畑 面積 1筆 396㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内
容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 113.06㎡ 1階建て
取得状況 平成8年12月12日 相続 仮登記 抵当権無 位置 第1種農
地 農用地区域外 宅地に接続です。

18ページをご覧ください。場所は大字○○字○○○地内の農地になります。 次ページをご覧ください。公図と配置図になります。

受人は○○市の実家に居住し、昨年結婚し新居を計画していたところ、1月から勤務地が○○市から○○町になったこともあり申請地に計画したとのことです。

申請地は1種農地ですが、県との事前協議で1種の例外規定にある集落に接続しての住宅とのことで許可の見込みありと聞いています。

道路接続については、申請地南側に5.4 m道路があり、水道と下水を接続するとのことです。

建物は新築1棟1階建てで建築面積は113.06㎡の予定です。 6ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議長

5条の番号6を審議いたします。2番委員より補足説明をお願いします。

2番委員

先日現地を確認いたしました。特に問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、推進委員大沢3番より、意見がありましたらお願いいたします。

推進委員 大沢3番

現地を確認いたしました。特に問題はないと思いますのでご審議の程、よろしくお 願いいたします。

議長

その他の推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。

次に農業委員から質問はありますか。11番委員。

11番委員

申請地の南側に△△△△番地△が残っていますが、これは農地でしょうか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

こちらは、町の所有の道路になります。

議長

他に、農業委員の方で質問がある方は、挙手をお願いいたします。

質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号6について、許可相 当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員举手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

事務局長

農地法第5条の番号1~番号6の案件につきましては許可相当と議決されました。

議長

第3号議案 荒廃農地の農地・非農地の判断について議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局

21ページをご覧ください。また、別紙「遊休農地(非農地)に関する措置」をご覧ください。

荒廃農地の農地・非農地の判断は農業委員会が行うこととなっています。 令和3年4月に国より「非農地判断の徹底について」通知がありました。 この中で、森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難な場合 は非農地として判断することとしています。

これを受け、埼玉県から11月に国の基準をもとに4点の留意事項により適切な 判断を行うこととして一定の基準が示されました。

美里町農業委員会ではこれまでも、8月に実施していただいた農地パトロールを 基に農業委員会総会にて非農地判断を行っていただきましたが、農振農用地いわ ゆる青地については、県との事前協議により行っていませんでした。

しかし、留意事項の2にもあるように農用地区域内の農地であっても、非農地判断を行うことは可能であるとのことから、裏面にある「非農地判断基準」

- ・森林の様相を呈しており、農地に復元しても周辺の土地利用状況から効率的な 活用ができない
- 森林に取り込まれている
- ・一筆だけでなく一体が山林化して、個人だけでは解決できない
- これらに該当しそうな農地を一覧表にまとめさせていただきました。
- 一覧表左の番号と非農地判定箇所一覧図、A4横カラー資料の番号は対応していますので合わせてご覧ください。
- 一覧表①番、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle-\triangle$ 、山が繋がり山林化。この筆だけ農地として残っている。場所は一覧図上の①です。A4 横カラーの資料をご覧ください。黄色が該当地、緑が地目山林、右下が赤矢印方向から撮影した写真となります。
- 一覧図で場所を確認いただきながら、A4 横カラー資料の確認をお願いします。②番、 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle-\triangle$ 、山と一体化、③番、 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle\triangle$ 、一体化、④番、 $\bigcirc\bigcirc$ $\triangle\triangle\triangle\triangle$ 、山に取り込まれここだけ畑で残っている。⑤番、 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 、山に囲まれ、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle-\triangle$ へ、裏の山に取り込まれ、⑦番、 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ へ、山林化、⑧番、 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 、山林化、⑨番、 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 、裏の山が迫り一体

議長

推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久1番

推進委員 松久1番

これらの農地を見ると、山に取り囲まれていたり、斜面だったり、ここを農地として維持管理していくのは、所有者も難しいと思いますので非農地にした方がいいと私は思います。

議長

その他、推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久2番

推進委員 松久2番

これだけの農地を非農地にしてしまうと山林のような農地がどんどん増えていってしまうと思われますが、何か対策などはありますか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

農地が山林化する前に、適切な管理をお願いしていくことになります。

議長

その他の推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。5番委員

議 長 事務局より説明をお願いいたします。

事務局 今回の非農地の面積を引くと約15ヘクタールになります。

議 長 他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。

質問がないようですから、採決したいと思います。荒廃農地の農地・非農地の判断 について、非農地にしてよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、決定します。

議長 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。

会長代理 本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第1回の農業委員会総会を終了します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年1月25日

議長

署名委員

署名委員